

## 産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会（第5回）議事録

日時：平成26年6月25日（水）16：00～18：15

場所：経済産業省 別館1階 101-2、103、105共用会議室

議題：

- （1）ガスシステム改革の保安規制のあり方について
- （2）南海トラフ、首都直下型地震を踏まえた災害対策について
- （3）その他

議事内容

○大本ガス安全室長 定刻となりましたので、ただいまから第5回産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、寺澤商務流通保安審議官からご挨拶いたします。

○寺澤商務流通保安審議官 商務流通保安審議官の寺澤でございます。

本日もお忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして恐縮でございます。本日も2つの大きなテーマがございます。1つ目は、前回に引き続きまして、ガスシステム改革の中で保安をどうするのかという非常に重要なテーマでございます。これについて、前回大変様々なご意見をいただきました。もちろん大切なのは、どういうシステム改革であっても保安の水準を維持・向上するということは共通の理解だと思います。私どもそうしたご意見を踏まえまして、今後のガスシステム改革におけるガス保安のあり方の基本的方向性について、事務局としての案を本日ご提示させていただきます。この案につきまして、委員の皆様から活発なご意見を頂戴できれば幸いです。

2つ目は、前回でもご議論させていただきました南海トラフ、首都直下型地震、これらの被害想定を踏まえまして、耐性の評価と復旧対策の検討、対応について、今回、前回の議論を踏まえまして中間報告書案をまとめさせていただきました。本件については、災害対策というのは終わりがありませんから、引き続き積極的に取り組みをさせていただくということを前提としつつ、まずは中間報告書の取りまとめ案についてご審議をいただければと考えております。

本日も熱い、熱いご議論をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○大本ガス安全室長 本日は、委員20名中16名が出席であり、小委員会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第の後に配付資料一覧。資料1から3までと参考資料が1-1、1-2、参考資料2がついてございます。過不足等ございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまよりガス安全小委員会を開催させていただきます。

今、寺澤審議官からもお話しありましたように、多分熱い2時間になるのではないかなと思いますので、事務局からご提案いただきます案に対しまして、活発なご議論を賜りたいと思います。

それでは、早速ですが、議題は本日2件ございまして、先ほどお話しありましたように、ガスシステム改革の保安のあり方の問題と、南海トラフ、首都直下型地震を踏まえた災害対策ということでございます。

それでは、最初の議題に移りたいと思います。

まずは、事務局からご説明をお願い申し上げます。

○冨田委員 すみません、手続の点で1点お願いがございます。委員のテーブルのところには、「委員限り」ということで、「各論点に対する各委員からの意見について」ということでまとめの紙が配付されております。おそらく傍聴席にはそういう資料はないのだらうと思いますが、この委員会自身の公開の原則にのっとり、どなたが意見を出されたかということ公表していただきたいというお願いでございます。

一般ガス事業者は、ご案内のとおり207者あるわけですけれども、おそらく今朝のサッカーの試合より、本日の保安の小委員会のほうを注目していると思います。また、2,900万人のお客様の安全についての話ですので、是非審議のプロセスについては透明性をもつてお願いできたらと思います。

○豊田委員長 その件に関しまして、それでは事務局から。

○大本ガス安全室長 この資料につきましては、前回の場で、公開を前提として委員の了解を得てまとめた資料ではないため、もし公開をするのであれば、ある程度時間をとって、委員の方に確認をしていただいた上で公開するというのが筋かと思っております。場

合によっては、今回の議論の中で意見、その瞬間に、その時点でご発言あった考え方が若干変わる場合もあると思いますので、そこはできましたら一定期間置いた上で、その了解のもとで公開させていただくということではいかかかと思っております。

○富田委員　　そういうご懸念があるとすれば、前回発言した内容というのは議事録が公開されると、もちろん名前つきで公開されるということですね。前は時間がなくてペーパーで提出しようということをしたわけですので、私は、もちろん公開されることが前提で意見を提出しております。小委員会の委員の責任において、私はすぐにでも公開していただきたいということをお願いをしたいと思います。

○豊田委員長　　東嶋委員どうぞ。

○東嶋委員　　ありがとうございます。東嶋です。

前は、時間がなくて各論点について自分の考えを表明することができなかったので、しかも委員会の時間という回数そのものも限られておりますので、この場で意見を述べるほかに文書として提出するという機会を与えていただいたと理解しておりますので、公開を前提として私は出させていただきますし、この資料を拝見しますと、どの方がどの意見をいったのか。それから、1人で複数の意見をいっていると思いますけれども、同じ方なのかどうかというところが、そのお立場や脈絡がないとちょっとわかりかねるところもありますので、例えばですが、この場で公開に反対するという方がいらっしゃればあれですが、公開かどうかを諮っていただいたほうが、本日の話し合いに使えるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○豊田委員長　　公開に関して、皆様方どういう立場でこのご意見をお出しいただいたかということと非常に絡みますので、方向としては公開するということですが、もう一度事務局の方で手続を踏んでいただいて公開を検討いただきます。

○富田委員　　何度も申しわけございません。本日出席している委員は全員ではないと思いますが、一堂に会しているわけなので、本日いらっしゃる方々は公開でいいということであれば、その方々は公開ということで問題がないと思いますけど、いかがでしょうか。

○豊田委員長　　その点、事務局から全員に確認をとっていただいて、いずれにしても、今すぐ皆様方に対応するわけにはいきませんので、公開の方向で皆様方のご意見を賜って、その上で対処するということがいかかでしょうか。

○大本ガス安全室長　　本日出席している方、欠席されている方も含めて確認をさせていただきまして、問題なければ公開させてもらうという手続をとりたく存じますが、いか

がでしょうか。

○豊田委員長　もう一度この形のを委員の皆様方にお送りして、委員の方々でご確認いただいて、その上で公開するという手続に入らせていただくということで進めていくということによろしいでしょうか。――では、方向としてはそういうことで。あと、欠席の方々の確認もとっていただくことにいたします。

それでは、早速ですが、論点の整理されましたものを、資料2に基づいてご説明をお願いします。

○大本ガス安全室長　資料2を御覧いただければと思います。本資料ですが、前回資料のご発言、またコメント等を踏まえて事務局で作成したものです。

1 ページ目のまず論点1から順に説明させていただきます。まず論点1、内管に係る技術基準適合維持義務のあり方です。

(1)ですが、内管は需要家の所有資産であり、現行法ではガス事業者が技術基準適合維持義務を課しており、資産区分と維持義務の区分が一致していないという状況になっております。このため、内管の技術基準適合維持義務をガス事業者から需要家に移管させるのが適切かというところが、今回の検討する必要があるというところでは。

(2)の現状と課題ですが、ガス事業者が内管の漏えい検査を実施した結果、漏えいして技術基準に適合していない状態が確認された場合、ガス事業者が需要家に内管の取替えを依頼し、その費用は需要家が負担しているという状況であります。

漏えいを放置する等技術基準に適合しない場合というのは、経済産業大臣からガス事業者に対して内管の修理等を命じることになり、ガス事業者が内管の所有者に命令内容の実施を依頼することとなります。

なお、電気事業法と液化石油ガス法では、需要家が所有する工作物の維持義務は所有者が負い、事業者は定期的な点検による調査・通知などが義務づけられているというところでは。

(3)の目指すべき方向性でございますが、内管の資産区分とこの維持義務が一致すると、改善命令発出先が所有者となることで、自己責任意識が醸成され、保安の向上が期待されることから、他のエネルギーとの整合性の観点から、内管の資産区分と維持義務が一致していることが望ましいと考えられます。

また、将来的には、腐食劣化対策管の状況や消費者意識の醸成状況を踏まえた上で、内管の資産区分と維持義務を一致させることを目指すべきと考えられます。

一方、ほとんどの需要家は、みずから漏えい検査や緊急時対応を行うことが困難なため、これまで同様、ガス事業者が実施すべきと考えられるとしています。

続いて、2 ページ目の(4)を御覧ください。大口需要家が所有する内管の技術基準適合維持義務のあり方のところです。大口需要家につきましては、これまでの自由化の拡大に伴い、保安管理状況に特段の問題が生じてないこと、年間使用量が10万立米以上のガスを使用し、自己の所有する内管を自己の責任で管理していることを踏まえれば、灯外、灯内も含めて内管の資産区分と技術基準適合維持義務を一致させることが適当であるとしています。

次いで(5)ですが、小口の需要家については、委員からの意見もありましたが、保安の向上のため、今回の見直しで資産区分と維持義務を一致させるべきという意見があります。一方で、白ガス管などの腐食劣化対策管の残存数が、個人宅も含めて約324万本となっており、大口ガス需要家に比べると、みずから所有している内管の保安意識が必ずしも確立していないということが伺われます。こうした状況では、これを一致させることが現時点では時期尚早であり、適当でないと考えられます。

しかしながら、小口に対する意識醸成を図ること、例えば内管の資産区分について十分な周知活動を行うことや、今の腐食劣化対策管の残存数をより一層減少させることが重要であり、この腐食劣化対策管の状況や意識醸成を踏まえた上で、今後のガス安全高度化計画の見直し時期などにあわせて見直しを行うことが適当としております。

なお、灯外内管とマイコンメーターによってガスの遮断が行われる灯内内管では、灯内内管のほうがリスクは相対的に低く、これを分けるということも選択肢として考えられますけれども、内管の保安は一体的に行っていること、小口需要家の意識が必ずしも灯外と灯内に特に差異があるわけではないという現状を踏まえると、これを一体として検討することが適当と考えられます。

以上を整理すると、2 ページ目の表のようになり、小口については灯外、灯内ともにガス事業者、大口については灯外、灯内ともに大口需要家と整理してございます。

続いて、3 ページ目を御覧ください。(6)小口需要家における内管の保安を維持・向上させるための方策でございます。ここについては、内管の保安を維持・向上させる方策を検討、実施することが重要です。ガス事業者は漏えい検査を実施し、漏えいしている場合にはガス管の修繕または取り替えを行っています。その際にガス事業者は、需要家に対して今の取り替えを依頼しているのですが、費用面を理由に取り替えに応じてくれないとい

う現状があります。

漏えいが見つかった場合の管につきましては、一般的には漏えい箇所を修繕しても、他の箇所で漏えいする場合があるなど再発する可能性が高く、このため、漏えいに係る規定を改正し、再発する危険性が高いと考えられるガスの取り替えを促進することについて、今後検討することをここで記載しているところです。

また、再発する危険性が高いと認められるガス管の取り替えについては、ガス事業者が一定回数所有者に依頼を行っても応じない場合における措置について、場合によっては国から所有者に対して今の取り替えの協力要請を行い、その所有者がこれに従わない場合には、建物の入居者に対して情報提供を行う仕組みについて、今後検討するとしています。これは前回の埋設管の取り替えの促進というところでも検討するとしており、こちらにも関連するところです。

これが論点1で、次に、4ページ目の論点2、これが内管の漏えい検査等に係る保安業務・保安責任のあり方のところです。

(1)ですけれども、今回の小売自由化という議論がありますが、これがあつたとしても、需要家保安の維持・向上、ひいてはガス安全高度化目標の達成を目指すことが重要です。

現在のガス事業法では、小売事業者と導管を維持運営する事業者が同じ一般ガス事業者になっていますが、全面自由化するという場合には、ガスシステム改革の議論の中では、この類型を、小売を担う新ガス小売事業と今の導管の維持運営を担う新ガス導管事業の2つに整理しています。

このため、需要家保安に係る一連の保安業務につきまして、新ガス小売事業者、新ガス導管事業者と整理させていただきますが、このいずれかが保安責任を担い保安業務を担うかというのが、こちらの議論のところでは、この議論のところです。

(2)についてですけれども、ここの保安責任、保安業務に係る選択肢を挙げて、2つの考え方をここで述べています。1つ目が、新ガス小売事業者が需要家保安に係るガス事業法の責任を負わない場合、保安に対する関心及び保安を維持・向上しようとするインセンティブが働かなくなるおそれがあり、その結果、保安向上に資する協働の仕組みが失われ、保安が低下するおそれがあるので、ガス安全高度化計画の考え方を継承させ、保安の維持・向上を図る観点から、新ガス小売事業者がガス事業法の責任を担うということが適当とする意見があります。

一方で、下の方ですけれども、電力システム改革に伴う電力の保安規制のあり方の議論

では、小売が頻繁に変わることにより、調査の実施の管理が困難となる可能性があり、制度的安定性を欠くことから、ガスでいう新ガス導管事業者に相当する者に保安責任を課すことが適当とされたところです。

5 ページ目ですが、このような考え方というのは、ガスについても同じ議論ができるということで、新ガス導管事業者に保安責任を課するのが適当とする意見があります。

以上を整理すると、真ん中のところですが、保安業務の実施者については（ア）から（エ）、保安責任の所在については①、②と整理できます。

次いで、5 ページ目の下に、製造、供給、消費段階における今の保安業務のところのイメージを挙げさせていただいています。

次に、6 ページ目を御覧ください。6 ページ目については、参考1に保安業務の実施者について、参考2にガス事業法上の保安責任の所在、保安責任を負う者について記載しています。前回のところでも、この保安責任の所在というのは、どういうものなのかというイメージがわからないというご指摘もありましたので、(1)から(3)について条文に当てはめるときに、例えば(1)の①に下線を引いていますが、「ガス事業法の保安責任を負う者」、現行法ではガス事業者ですけれども、ここが一体誰になるのかというのが今回の議論のところです。下線を引いているところが一連のところになります。

続いて、8 ページ目を御覧いただければと思います。(3)、小口ガス供給に係る保安業務の実施者のところについては、後ほどAからEまでご説明しますが、まず8 ページ目のAの緊急保安のところを御覧いただければと思います。

Aの緊急保安業務は、24時間体制で電話受付や現場に急行するための出動班などの保安体制の整備が必要です。また、現場における漏えい箇所の絞り込み、ガス漏れをとめる応急処置について面的な対応が必要なことに加え、現場の状況に応じた個別の対応と判断が求められます。このため、新ガス導管事業者が一体的に実施することが適当であると考えられます。

次に、B、内管の漏えい検査ですが、内管の漏えいがないかを点検する業務となっております。一般ガス事業の供給形態における特徴として、導管のネットワークが挙げられます。製造から公道までの導管と敷地内の導管は繋がっており、ガス漏れでも迅速に処理できる体制と保安情報が有効であるということから、特に小口供給では、内管工事の品質確保は導管ネットワーク管理と一体で行うことが需要家への安全確保を図る上で有効であることから、内管の漏えい検査については新ガス導管事業者が実施することが適当であると

考えられます。

なお、論点1で内管の技術基準適合維持義務は、小売についてはガス事業者に課すとなりましたけれども、ここの内管の漏えい検査も同様の考え方から、新ガス導管事業者に課すことが適当であると考えられます。

続いて、C、消費機器の調査です。ここについては、ガス事業法の消費機器の調査は、不完全燃焼防止機能がついていない瞬間湯沸かし器やふろ釜などについて、現在少なくとも60万台以上あると推定されます。内管の漏えい検査と消費機器は必ずしも一体として実施する必要はないのですが、現状では、消費者宅の訪問機会にあわせて漏えい検査とともに実施するのが一般的であり、新ガス導管事業者がガス導管と接続されている末端の消費機器まで一貫して保安業務を実施する方が、保安の維持・向上が安定的に図れるということで、この消費機器の調査について新ガス導管事業者が実施するのが適当であると考えられます。

次いで、9ページ目を御覧ください。E.消費機器の周知については、大きく分けて、①一般的なガスの使用に伴う危険性の防止に関する周知、一般的周知、これは基本的に3年に1度以上です。②として、屋内に設置されたガス瞬間湯沸かし器、いわゆる半密閉式の湯沸かし器、未接続のふろ釜などを所有する需要家に危険性を知らせるための周知、これを危険発生防止周知ということで毎年1回以上があります。

①については一般的な配布ということですので、日頃需要家と接点がある新ガス小売事業者が実施することが適当であると考えられます。

一方、②については、過去の事事故例とか事故発生確率が高い機器の使用者に対する周知を行う必要があるということで、新ガス導管事業者がここの内管の漏えい、また導管と接続している消費機器を一貫して保安業務を実施するほうが、保安の維持・向上を図れるということで、②については、新ガス導管事業者が実施することが適当であると考えられます。

続いて、(4)、小口の保安責任の所在のところでは、まず、新ガス小売事業者が需要家保安に係るガス事業法の責任を負わない場合、保安に対する関心、また保安を維持し向上しようとするインセンティブが小売事業者に働かなくなるおそれがあります。その結果、これまで築き上げてきた協働の仕組みが失われ、保安が低下するおそれがあります。このため、保安の維持・向上の観点から、新ガス小売事業者がガス事業法の保安責任を担うことが適当とする意見があります。



しかしながら、①需要家に接続する導管から需要家の機器までの一連の保安業務を一体的に行うことができること、②緊急時と平常時の保安業務も一体的に行うことができること、③需要家为新ガス小売事業者を選択できる下で、需要家にとって新ガス小売事業者が切り替わることがあっても、保安責任を担う事業者の変更がないことに加え、④緊急保安は、面的な対応に加え、現場に応じた個別の対応と判断が求められること、⑤小売事業者が保安責任を負うとした場合、空き家の保安は空白になってしまうといった観点から、保安責任は新ガス導管事業者が実施するのが適当であると考えられます。

以上を整理すると10ページ目の表のようになりまして、AからDまでは新ガス導管事業者、Eについては新ガス小売事業者、小口に係る内管の技術基準適合維持義務は新ガス導管事業者というふうに整理させていただいています。

続いて、11ページ目の(5)、大口ガス供給の保安業務の実施者と保安責任の所在ですが、論点1において、大口ガスにおける内管の資産区分と技術基準を一致させるというのが適当としています。

この中で工業用建物につきましては、ガス主任技術者とか資格を有する方もいらっしゃいます。その場合にはみずから実施することとしています。自らできないという場合があります。その場合には、みずからの責任で検査実施者を選択できる仕組みとするのが適当と考えられます。

一方で、工業用建物の中でも、例えばホテルとかビルにつきましては、多くの居住者がいるため、保安上厳格に管理を行う必要がございますが、必ずしも大口需要家の方がみずから実施する能力を有するわけではなく、着実に保安実施事業者を確保する環境がないと考えられるために、内管の維持義務というのは大口需要家が負うものの、現行のガス事業者の方に定期的な漏えい検査を行わせることが適当であると考えられます。

それを整理すると、11ページ目の表のようになります。ここの内管の保安のところ、大口需要家になりますが、ここの工業用建物のところが受託となっていますが、ここはガス事業者に委託するというを想定しています。

続いて、その下のところですが、大口供給につきましては、これまでの自由化の拡大に合わせて実施してきた保安制度が機能していること、特殊な機器や配管を有するために、当該情報に精通し、顧客と日々連絡を持つ小売事業者以外は実施困難であることから、これまでどおり、新ガス小売事業者が保安責任を担うことが適当とする意見があります。

しかしながら、小売自由化を機に、大口と小口を切り分けるのではなく、小口で整理した保安業務と責任の考え方を大口ガスにも同様に適用することにより保安業務を実施する方が、安定的に図れると。よって、この保安業務については、区別せずに運用することが適当であると考えられるため、小口と同様に、一般周知を除いて保安責任は新ガス導管事業者が担うことが適当と考えられます。

続いて、12ページ目を御覧ください。ここにつきましては、技術基準適合維持義務は今一致させるという形にしましたが、工業用建物に関してはみずからの責任で選択できるという、この②のケースが考えられますが、そのときに、ガス事業者全てが仮に保安業務を受託しないという場合は、この内管の漏えい検査が実施できなくなるおそれがあります。このため、仮に新ガス導管事業者が申し出を拒否したとしても、最終的には新ガス導管事業者がこれを拒否することができない制度とすることが適当であると考えられます。

また、内管の漏えい検査を行った結果、技術基準に適合しなかった場合の補修業務ですが、これまではガス事業者が行っていましたが、今回の見直しによって、大口需要家に責任を移管した場合には、大口需要家からの委託申し出をガス事業者が拒否することが法的には可能になります。このために、補修業務についても大口需要家が自ら実施できない場合、引き受ける事業者が存在しないことがないように、最終的には新ガス導管事業者が大口需要家の申し出を拒否できない制度とすることが適当であると考えられます。

これを整理すると13ページ目のところで、ここの大口の保安業務の※で書いているところ、ここが今申し上げたところでして、13ページ目の下に注釈で書いていますけれども、「自社で行うことも、他社に委託することも制度的に担保されるが、検査・補修の引き受け手がない場合、新ガス導管事業者が引き受ける枠組みが必要と考えられる」としております。

続いて、14ページ目を御覧ください。(6)ですが、これまでは新ガス導管事業者なのか新小売ガス事業者なのかという議論でしたが、いずれにしても、保安の維持・向上の観点から留意すべき事項というのを3つ挙げています。1つ目の①ですが、自由化を進めた場合いろいろなモデルが考えられますが、どのようなモデルであっても、保安を維持・向上し、ガス安全高度化目標を達成できる仕組みが必要になります。

②新ガス小売事業者が、日々のサービス・営業活動で保安上の適切な対応を行うこと、保安業務に必要な情報を新ガス導管事業者に適宜提供し、維持できるような制度設計というのが必要であります。

③小売・導管事業者それぞれが保安活動に取り組み、現在自主的な活動で達成されている保安を維持・向上することが重要である。また、今般のところで生じた検討課題というのを今後整理することが重要であるとしております。

(7)自主保安で行ってきた業務の整理ですが、これまで自主保安で行ってきたというところについては、どちらが行うかについて今後整理する必要があるということで、①は新ガス導管事業者が、②は新ガス小売事業者が実施することが適当という業務の例を挙げております。

続いて、15ページ目を御覧ください。(8)新たに法的な位置づけを検討すべき保安に関する事項です。この自主保安という業務については、保安を低下させないようにそれぞれが役割に応じて保安業務を実施する必要がありますけれども、今後、新たに法的な位置づけが必要なのではないかとということ、ここの下のところで例示させていただいたものです。5つ挙げているところであります。開栓時調査、保安業務に必要な事業者間の情報連絡、それぞれの役割に応じた届け出やガス主任技術者のあり方、それぞれ役割に応じた保安の責任領域、また事故報告などを挙げております。

以上が論点2のところになります。

続いて、16ページ目を御覧ください。論点3の簡易ガス事業に係る保安のあり方のところ、

(1)は前回の小委員会でもご説明しましたが、簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制を、ガス事業法から液化石油ガス法に移行することが可能かということを検討する必要があるということで、今議論しているところです。

(2)の目指すべき方向性ですが、簡易ガス事業（70戸以上）に係る保安規制をガス事業法から液化石油ガス法に移行することについては、安全性の確保を前提とし、保安規制の整合化が図られるのであれば、移行は可能であると考えられます。ここで小さい文字で、経緯論、これまでの制定経緯としては、保安規制という観点でなく、事業規制の面から簡易ガス事業ということが創設されていること、また、実態面については、多くの簡易ガス事業者がLPガスの販売事業も行っており、この両方の違いによって事業者がそれぞれに対応しているということで、今回の整合化によって負担が解消されるということ、

なお、移行に当たっては、液化石油ガス法の保安規制を基本としつつ、安全確保を前提とした規制の合理化、整合化を図るとともに、移行の際に引き続き資格者を活用できる体

制を構築し、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者及び自治体等の負担、意見等にも留意しながら、今後とも、引き続き詳細かつ慎重に検討する必要があると考えられます。

(3)の技術基準のところでは、17ページ目の表を御覧いただければと思います。これはガス事業法と液化石油ガス法の保安距離をあらわしたもので、縦のほうの欄に容器とかバルク容器、バルク貯槽、貯槽と、いわゆる貯蔵の種別、右側に1トン未満、1トン以上3トン未満、3トン以上10トン未満、10トン以上という貯蔵能力をあらわしています。その中にそれぞれガス事業法、液化石油ガス法というのを分けています。

例えばこの水色の欄、真ん中の1トン以上10トン未満のところ、ここについては液化石油ガス法と簡易ガス事業、同じ保安距離をあらわしています。一方、黄色のところについては、液化石油ガス法のほうが保安距離は短く、規制、合理化されているという部分になります。一方で緑色については、簡易ガス事業のほうが距離は短いというような状況になっています。

なお、こここのところで「バルク貯槽」と書いていますけれども、これはどちらかというと液化石油ガス法の世界で、そちらが先陣を切っておりますが、平成8年の法改正で、従来のシリンダーの配送にかわって、バルクローリーで一般消費者宅に供給するシステムというのが導入されています。この導入に当たっては、バルク貯槽から漏えいした着火実験ですとか、そういうものを安全検証した上で、この保安距離は規定されているというところになります。

今後の方向性ですが、まず表の中の左3つ、10トン未満というところ、大きく水色とか黄色とか描いているこの部分については、液化石油ガス法で十分に検討されたものとなっており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガスについても保安距離を維持できると考えられます。

一方、10トン以上というのは、どちらかというと液化石油ガス法では、69戸以下なので簡易ガス事業が実態面だと思いますけれども、ここについては簡易ガス事業（ガス事業法）を適用するのが合理的であり、10トン以上は、簡易ガス事業の保安距離を適用することで保安を維持できると考えています。それが17ページ目のところです。

続いて、18ページ目を御覧ください。②の導管のところでは、簡易ガスと液化石油ガスの話ですけれども、69戸、それぞれ公道といわれるところで導管をはわせております。ただ、簡易ガス事業の方が距離は長いという実態があります。現行では、ガス事業法で技術基準の内容を遵守しつつ、解釈例で一連の詳細基準が設定されています。特に構造に関す

る規定については、液化石油ガス法の基準も遵守しつつ、より詳細な、例えば管圧の計算などが解釈例の中で記載されています。実態面では、簡易ガス事業、液化石油ガスも同様の管が使用されている実態があります。

今後の方向性としては、液化石油ガス法はいわゆる69戸以下なので、大規模な導管供給を前提とした規制ではないために、ガス事業法の基準、または解釈例の内容を必要に応じて補完することで、移行後においても従来どおりの安全性が担保できることを整備していくことが適当と考えられます。

続いて、③のガス漏れ警報器ですけれども、両法規でガス漏れ警報器に関しては規定しております。機器自身については、それぞれ整合がされて、特段の問題は生じておりません。

一方で警報器の設置については、液化石油ガス法では共同住宅について設置を義務づけているところです。ただ一方で、ガス事業法については、特にそここのところは含まれていないということになります。

今後の方向性としては、安全の確保の観点から液化石油ガス法を基本とする。ただし、この場合には、それを導入するという観点から経過措置が必要であると考えられます。

続いて19ページ目、手続面です。ガス事業法については、今いわゆる事業許可になっていまして、この許可申請の宛先は大臣になっています。実際には、事業関係は経済産業局、保安関係は産業保安監督部が審査を行っています。

一方、液化石油ガス法は販売事業ごとに行政機関への届け出を行っておりまして、一の団地について、販売所における一般消費者等に位置づけられるということになります。このため、移行の際には簡易ガス団地、それぞれが販売事業のどこの販売所に属するかということになりますので、その過程で液化石油ガス法の一連の手続が必要になり、また保安についても同様な手続が発生するということが想定されます。このとき、申請先がエリア規制になっていますので、一の都道府県に関しては、液化石油ガス法は県単位、自治体ということが絡んでくることになります。場合によっては、例えば関東エリアの2県にまたがるものであれば関東東北産業保安監督部、2つの監督部をまたがる場合には本省というような扱いになっています。

今後の方向性としては、液化石油ガス法の保安規制を基本としつつも、移行に係る経過措置、簡易ガス事業者、また自治体等の負担に留意しながら、今後とも、引き続き詳細かつ慎重に検討していく必要があると考えられます。

続いて20ページ目、保安責任者でございます。この表のところで、簡易ガス事業については丙種ガス主任技術者がこの保安業務に当たっています。一方、液化石油ガス法では、販売事業者として第2種販売事業者の交付を受けているということで、業務主任者が販売事業に関しては責任を持って行っているというところですが、仮に移転をされたという話になった場合には、丙種ガス主任技術者の扱いというのが議論になるところですが、今後の方向性として、基本的には液化石油ガス法を基本とすることが適当と考えられますが、移行の際には、丙種ガス主任技術者も含めた資格に関して活用できる体制を構築することが必要と考えられます。

以上が論点3になります。

続いて21ページ目、消費段階におけるガス事業法、液化石油ガス法の保安規制のあり方でございます。

消費機器の周知、調査頻度につきましては、それぞれ相違がある状況になってございます。

(2)の目指すべき方向性でございますけれども、都市ガス、LPガスに係る需要家保安の維持・向上を図りつつ、両法における規制体系、これまでの対策に留意しつつ、可能な限り規制の合理化、整合化を図るとともに、事故とか技術の進展を踏まえた規制の合理化を行うのが適当と考えられます。

(3)で、まず消費機器の周知についてですが、これまでの経緯として、まずガス事業法ですけれども、ガス消費先におけるガス使用に伴う危険の発生を防止するために、昭和45年に規定が加えられ、当初として周知頻度は年1回でありました。その後、平成7年の改正によって、一般的な周知は3年に1度とし、非安全型機器を使用している需要家等に関しては毎年行うということのめり張りをつけた形で規制の合理化を行っている経緯がございます。

一方、液化石油ガス法についても、災害の発生を防止するために昭和53年に規定が加えられて、当初はガス事業法と同じく年1回の規定になっています。液化石油ガス法は平成8年に大改正を行いましたけれども、この中で自己責任原則の流れを踏まえ、最小限の規制とすべく、安全機器の使用状況ですとか事故の発生状況を踏まえ2年に1度にして、非安全型のものについては毎年1回ということをするような規定になってございます。この中で、1年違いなのですが、3年に1度と2年に1度に頻度が若干ずれており、これがずっと続いているというのが今の実態です。

22ページ目、今後の方向性ですけれども、このように2年や3年というところですが、周知頻度については、可能な限り整合化することが適当と考えられます。安全型機器については、特にガスの使用者また事業者の負担の軽減を図りつつ、必要最小限の規制とする観点から、例えば後ほど申し上げる消費機器の頻度、これは液化石油ガス法では4年、ガス事業法では40カ月でありますけれども、液化石油ガス法の4年に1度に合わせて行うことで、3年に1度とか2年に1度というのを4年に1度に統一してはどうかという形でここでは挙げさせていただいています。

一方で、非安全型機器といわれる機器の設置者に対しては、引き続き毎年行うということで、ここはきちんとしっかり見るということが適当であるということも挙げてさせていただいています。

次に、消費機器の調査の頻度です。ガス事業法のこれまでの経緯については、昭和45年にこの調査が加えられ、消費機器が技術基準に適合しているかを調査するという制度で、当初は3年に1度という頻度でした。これまでの変遷でいろいろありますが、22ページ目の下のパラで、「平成9年の改正」というところを御覧いただければと思います。実際には3年に1度だったのですが、実際に計画を立てるという観点から、ガス事業者では33カ月から35カ月に1回の頻度で調査を行っていたということ、実質的に3年に1回以上担保できるように40カ月に延長している経緯があります。

また、不在処理ということですが、昭和53年にガス事業法では、3回以上訪問したら不在と扱うことを23ページにかけて記載しているところでございます。

一方、液化石油ガス法では、昭和42年の法制定時に調査のところを挙げていまして、このところは、実は当初は3タイプ、毎月と年に1回、2年に1回と、この3つを整理しております。その後、昭和53年に、それぞれ統一的行うという観点から、2年に1回というふうに整理しています。その後、液化石油ガス法の大改正、平成8年に、これまでの事故発生比率、また機器の改善状況等を踏まえて、延長することが適切として、2年から4年に緩和されているところであります。液化石油ガス法については、安全型機器については平成元年、1%台での機器普及率が、この今の改正の見直しでは98%近くまで急上昇しました。それによって、液化石油ガス法の事故もいつも右肩下がりになったという図がありますけれども、このような経緯から、この2年から4年に改正しているという流れがございまして。

一方、不在の処理につきましては、液化石油ガス法では規定がないため、事業者によっ

ては何度も行っているという実態があります。方向性としては、この調査頻度についても可能な限り整合することが適当と考えられます。

また、調査頻度については、液化石油ガス法の4年に1度に合わせるのが適当ということとで考えてございます。

また、不在処理については、液化石油ガス法では特にないということですが、液化石油ガス法でも、通達等で手当ですることで明確化することが適当ということを書いています。ただし、不在処理については、不在の処理の仕方として、1日に3回訪問して不在にしてしまうようなことがないよう、実際にはいろいろと配慮しながらガス事業者の方はやっておりますが、そういうことがないよういわゆるタイミングについて工夫し、なるべく不在とならないような取り組みを行うことが重要です。また、立ち入りを拒否した場合には、その旨を明確化する資料を整備することが重要ということで、これについては、既に都市ガスではこういうような処理をしていますし、LPでもいろいろな工夫をしていますけれども、こういうところを統一的に運用することが重要であると考えております。

以上が資料2でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

資料2について、方向性に関して事務局でまとめていただいたご説明をいただきました。少し大部にわたっておりますので、論点を整理しながらご議論賜りたいと思います。本日は、論点2をまずご議論いただいて、そして論点1、論点3、論点4の順番でご意見を賜ってまいりたいと思います。

4ページ以降の論点2、要は自由化に伴って保安義務、保安責任のあり方、誰が担うのかということ、それと、自由化になったときにどういう課題があるかという点をまとめていただいておりますので、この点に関して議論をしていただきたいと思います。

なかなか絞り込んで議論が進めにくいかと思いますが、論点2は全体にわたって関連しますので、今のご指摘いただいたものの中で、特に方向性の可否等に関してのご意見をいただき、課題がどこにあるかという点もご指摘賜ればと思います。

いつものとおり、名札を立てていただいてご意見を賜りたいと思いますが、できるだけ多くのご意見を賜りたいと思いますので、簡潔にさせていただき、また本日配達されております「各委員からの意見」をお使いいただくときは、何ページのどこだということをあわせていついていただいてご説明賜ればと思います。

それでは、どうぞご意見ございましたら名札を立てていただけたらと思います。



どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 保安業務というのは、工場、製造、高圧ラインから需要家までであるわけですが、その需要家にかかわる業務、これをイメージしたのですが、例えば富士山というのは、頂上は小さいのだけど、すそ野は非常に広い。ですから業務としては、製造・供給からお客さんというのは一貫しているのですが、ボリューム感というのは全然違って、まさに2,900万の需要家がいらっしゃいまして、そこにかかわる業務というのは非常に膨大であるということと、実際ガスの事故というのは、一番多いのは需要家のところで起こるので、需要家のところの保安というのをどうするかという、そこが一番のポイントだと思います。

そういう中で、前回の議論でも、余り拙速に進めるべきではないのではないかという議論の中で、どうして本日こういう結論なのかなという疑問を感じております。消費レベルの保安について、関係者の協働というか努力で世界に冠たる安全レベルというのを達成してきたわけですから、現在の需要家保安業務、改善するところはもちろんあると思いますが、基本的にはそれを前提としていろいろ考えるのだと思うのですが、そういった意味で2,900万の需要家保安というのは、需要家との接点というのは小売部門がほとんど担っているという現状があります。

そういう意味で、検討に当たって、需要家保安にかかわる業務の構造とか業務量とか、かかっている人員ですとか、定量的なものが把握されているのか把握されていないのか、全く出てきてもいないし議論もされていないといったような状況の中で、何となく非現実的な結論であるという印象をもっております。ぜひそういった観点からもさらに議論していただいて、いわゆる保安の問題というのは専門家とか経験者とか消費者とかという方が、前回の議論だけで済むというふうには私にはとても思えないので、是非しっかり小委員会みたいなところでも議論して進めていただきたいなと思います。

以上です。

○豊田委員長 貴重なご指摘をいただきました。引き続きご意見賜ります。

富田委員、どうぞ。

○富田委員 ありがとうございます。できるだけ簡潔に申し上げたいと思いますが、ちょっと量は多くなるかもしれません。

まず、保安について責任の所在と業務の担い手を分けて議論しようということについては、わかりやすくなったと思います。ただ、まず保安の責任の所在はどこにあるかという

ことを議論して、その後、では実務はどうするのかという論理展開というか思考の順番のほうが、私はよろしいのではないかなと思います。

個別のところですけども、まず4ページ一番下のところで、電力システムのところではこうですねということがあるわけですけども、前回も申し上げましたが、ガスのほうはガス安全高度化計画があると。現状では満足すべきではなくて、さらに高いレベルを目指すべきということがガスの保安の現状だということに対して、電力さんはそういう目標はないと。だから現状を維持すべきということではないかなと思うのです。それらを比較して、電力がこうだからガスはこうだという論理展開は少し違うのではないかと思います。

それから、5ページのところで、「また」ということで、これはご説明ありませんでしたけれども、①需要家に接続する導管から需要家の消費機器までの一連の保安業務を一体的にやったほうがいいと、あるいは緊急時と平常時の保安業務も一体的にやったほうがいいということが書かれていますが、これはどなたかの意見だというふうに思いますが、これは事実誤認だと思います。

まず、道路下の導管については、警察の許可を得て2人で漏えい検査をするというのが実態です。一方、内管の漏えい検査は、お客様の了解を得て通常は1人でやるという種類のもので。これを一体的にやるというのは、むしろ非効率と私どもは考えております。

それから、緊急時と漏えい検査の体制というのも、現状、別々でやっています。もし効率的にできるのであれば、既にみずから一体的にやっているというのが実態だと思います。ですから、分けてやるというのは、そちらのほうが効率的だと私どもが判断しているということです。それをもとに、この意見を根拠に論理展開をされるというのは適当ではないかなと思います。

それから、3番で業務の実施者、4番のほうでは保安責任の所在と書いてありますが、先ほど申し上げましたように、まず保安責任の所在から議論すべきだろうと思いますので、4のほうから意見を申し上げますと、段落が2つあって、1段目の段落で、保安に対する関心及び保安を維持・向上しようとするインセンティブが働くかどうかという観点が大事故だという、いわば保安の維持・向上という観点からの主張が1番目に書かれていると。

「しかしながら」ということで書かれているのは、先ほど申し上げましたように、事実誤認に基づく意見が使われているということです。保安業務が(3)で、こういう人がやるから責任もこちらのほうにもっていったほうがいいという、そういう論理展開ではないか

と思うのですが、これは議論の順番が逆ではないかなと思います。後ほど、(6)、(7)というところで、「保安の維持・向上の観点から留意すべき事項」であるとか、あるいは「自主保安で行ってきた業務の整理」というのが書かれています。書かれている中身について、善し悪しというのはここまでは申しませんが、こういう内容を含めて保安責任のあり方というのを議論すべきではないかなと思います。そういうことを前提にして保安責任というのを考えれば、私どもは、小売の事業者が担うという方がインセンティブは働いて、より保安レベルが向上すると考えておるといふところでは。

それから、実務のところでございますけれども、(3)のほうです。まず緊急保安については、私どもとしても、1人の事業者が全部を担うというのがやはりよろしいだろうということ考えていますので、実施者としては既存のガス事業者が適当であると私どもも思います。

それから、内管の漏えい検査のところでございますけれども、漏えい検査は、漏れていないことを確認するための作業でございます。漏えいが認められない状態にしなければならぬというのは、検査の業務の後の話であります。資料中「ガス漏えい対応では」云々とありますが、漏れが発見されれば、それは緊急対応ということでAの方に移ります。

したがって、Bのところ書かれている論理展開というのは、少し事実と違うところがあると。先ほどの公道での検査と敷地内の検査というのも、単にパイプがつながっているからというだけのことでなくて、業務の実態を是非ご理解いただきたいなと思います。

同じ段落のところに、「下流の内管工事の品質確保」云々というのがありますけれども、品質確保は新設時におけるスペックの問題だと思います。漏えい検査とは基本的に関係ない話がここにも書かれているかなと思います。

内管の漏えい検査は、以上のことからすれば、ここに書かれている「ガス導管事業者が実施することが適当」という結論にはならないのではないかとということです。

それから、C、Dのところ、どちらも論理展開としては内管の漏えい検査を新ガス導管事業者が担い、実施するというところから、お客様、消費者宅の訪問機会に合わせてやる方が適当だという理由で、C、D、Eもガス導管事業者という論理展開をされていると理解をしましたがけれども、先ほど申し上げましたとおり、内管の漏えい検査については、ガス導管事業者が担わなくてはいけないという理由は一切ないと思います。いってみれば、業務のスキルはそれほど高いものではないので、緊急保安などと比べると全然（業務スキルは）高くはないので、委託や、ある程度の教育を受けた者であればできるということ

はないかと思っております。

したがって、10ページのまとめの表でございますけれども、先日、6月9日の委員の意見ペーパーで出された意見がどうであったか今みる時間がございませんが、6月9日の議論からしても、それから事実誤認の主張を理由としているということからしても、ページ10のこのまとめというのは不適切ではないかというふうに思います。こういうまとめになってしまうと、関係者の協働、なканずくガス供給ビジネスで利益を得ようというガス小売事業者とガス導管事業者、これらの協働というのが担保できないという心配があるということをお願いしたいと思います。

それから、大口のところについては、今申し上げましたように、小売の体制については大きな疑問をもっています。仮に新ガス小売事業者に責任があるというような私どもの主張をしたとしても、これは新しい取り組みになるということからして、小売がこうだから大口もこうすべきという論理展開は避けるべきだと思います。前回も申し上げましたが、大口については、自由化範囲を広げながら、保安についてもちゃんと確保しながらやってきたということを考えるべきだと思います。まだやっていない小口の保安の体制を大口にも展開をするということは、保安をもてあそぶものにならないかという懸念をしております。

仮に今回の議論が全面自由化ではなくて、自由化範囲の拡大という論点であれば、例えば5万立米あるいは1万立米に拡大しようという議論であれば、今の10万立米以降の考え方を踏襲して行うのではないかと。問題がないから、それを広げていくという考え方に立つのだらうと思います。したがって、小売がこうだから大口はこうだということは全く理由にはならないと思います。

それから、各論に入ってしまうのですが、大口のところ、工業用建物について、自己責任で内管の漏えい検査を大口需要家が行っていいのではないかとということが書かれておりますけれども、これまでこういうところの議論はされてなかったと理解をしています。そもそも大口の需要家がこういうニーズをもっているのかどうか、あるいは保安レベルがこういうことで低下しないだらうかという観点から、もっと議論が必要ではないかなと思います。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

少し本質的なご指摘を賜っております。それでは、松村代理委員。

○和田委員（松村代理） 論点1と2というのは一応分けてありますけれども、保安責任ということでいうと、相互に絡む話だろうと思います。5ページのところの注釈の※1のところ、保安責任イコール技術基準適合維持義務ということでもあります。もう一つ、6ページのほうの参考2で、保安責任の所在ということで法律上の規定、この中身を読むと、むしろ何をするのかという業務の話を書いている。

ということでいいますと、「保安責任」という言葉の中に業務の話と（法律上の責任が）両方まざったような形になっていないかというのが非常に気になっているところがあります。私は、保安責任というものを論点1の適合維持義務というものと同じという前提で申し上げますけれども、本来、所有者の資産区分に合わせて保安責任というのは需要家もつべきものということだと思います。

今現実に起きている問題というのは、経年管の入れ替え促進をしなきゃいけないというようになっているわけです。非常に喫緊の課題になっている。けれども、これはガス事業者が漏えい検査をし、取り替えなきゃいけないよと通知をし、お願いをしても、なかなかお客様が対応していただけない。何があってもおかしくないというような状況の中で、このままでいいのかと。改善命令をガス事業者に一生懸命出したところで、お願いするだけでそこから先は進まないというのでは、保安上いかなものなのでしょうかというのが1つであります。

それから、適合維持義務というのがガス事業者にあるために、その工事というのはガス事業者の名前でやらないといけないわけでありまして。したがって、現実にはそのガス事業者の名前で請負契約をし、その指定業者が行うという形で行われているということでもあります。したがって、工事代金も非常に高いものが消費者に押しつけられているという状況があります。

そういうことを考えますと、責任はお客様にあり、その工事あるいは検査、業務はガス事業者なり、あるいは公的な資格をもった事業者によって消費者の選択で委託ができるという形にするほうが、そこにも競争が入り望ましい形になるのではないかと考えております。

論点2のほうで申し上げれば、そういう前提に立ちますと、まず保安責任というか業務のところは新ガス小売事業者がもって、あとはこれを委託することができる形にすると、公平な形、あるいは中立性を担保する形で委託ができる形にするというのが望ましいのではないかと考えています。

そうすることによって、後ろのほうの自主保安のところにも出てまいりますけれども、

懸案となっている保安の引き継ぎという観点というところでは、例えばLPガス販売事業のほうでは頻繁に切りかえが行われています。そういうときに、開栓時調査を義務づけておりますから、当然保安に必要な事業者間の情報提供、連絡というのは确实・迅速に行われているわけです。そういう形で、ガス事業法も当然それに合わせるという形であれば非常にいいのではないかと。器具の調子が悪いといったときに、新ガス導管事業者に義務づけたときに誰に連絡するのか。やはり販売事業者へ、ガスを購入しているところに連絡をするというのが普通ではないかと思えます。緊急時は別としましても、通常の場合、そのように扱うことが望ましいと考えております。

自主保安については、また別途意見がございますので、後ほど申し上げたいと思えます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、早田委員。

○早田委員　　それでは、今後ガス事業に参入しようとする立場からご意見を申し上げます。

10ページの表で事務局に整理していただいたとおり、理由については、資料にも記載していただいているとおりで適当ではないかと考えてございます。特に前回少し議論になりました、新規参入者については保安の業務とか責任を負わないのかということで、今回この表のEのところ、消費機器の一般的な周知につきましては新ガス小売事業者が受け持つのだということをきちんと明記していただいております。まさしく私どもといたしましては、保安責任の一部を担う事業者としてしっかり実施していきたいと考えているところでございます。

またさらに、この前も申し上げましたけれども、お客様との接点の機会において得られましたガスの配管等に関する情報につきましては、きちんと新ガス導管事業者様の方に積極的に提供させていただきまして、緊急時の対応等に役立てていただく。このようにして、協働で保安水準の維持・向上に貢献をしてまいりたいと考えているところでございます。

もう一点、同じく10ページの表の一番下、内管の技術基準適合義務維持につきましては、表のとおり、保安責任につきましては新ガス導管事業者様のほうに担っていただくということが適当と考えてございます。その上で、内管の工事につきましては、新ガス導管事業者もしくは新ガス導管事業者が指定される工事会社の方で実施されるということになるかと思えますけれども、これにつきましては、どの需要家に対しても同じ保安水準を維持していただく、また工事の料金についても、透明性、公平性をきちんと確保していただく、

これが必要なのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、宮村先生、お願いします。

○宮村委員　　私は論点1についての考え方なのですが、3つの視点からお話しさせていただきたいと思いますが、ここでは内管の話とか消費段階の論点になっているわけですね。それを議論するための背景ということなのですが、これは前回ちょっと欠席して申しわけないのですが、その背景にある電力、ガス。より広くいうとエネルギーシステムの改革であると、そういうところからおそらく来ていると思います。その改革というのは、おそらくエネルギーコストを下げるというところはかなり論点があるわけですね。そういうようなことが、私も製造業にいろいろとかかわっていますが、日本のエネルギーコストが非常に高い、そういうところで生まれてきていると思います。したがって、そういうエネルギーコストを下げるという背景が一つあるということですね。

2つ目は、そのためにおそらくシステムを機能別に分離する。それが例えばガスの場合ですと、製造という機能と供給という機能と消費という機能に分けて考えて、従来もガス事業のほうのガス安全高度化計画では、3つに分けて対応を進めてきているということですね。そして今回のシステムの見直しのところでは、その機能の中の主に製造、そこがおそらく見直しをされて、その競争を高めることによってコストを下げよう。したがって、より下流の供給とか消費段階については、従来のことを前提にして考えているのではないかと、そういう認識をもっています。そうすると、そういう製造段階での自由化が下流のほうにどういうふうに影響していくか、そういう視点が一つは大事であるということになります。

そして、エネルギーコストを下げるという視点からいうと、こういう消費段階で少なくとも今まで、さらに今まで以上に保安を高める上で、そういう合理的にコストを下げる方策はないかと。そういうような視点から論点を整理していくと、より見通しがよくなるのではないかとというのが2つ目です。

3点目としては、消費者のエネルギーの選択の範囲を広げる。そうすると、そういうエネルギー間でいろいろ保安に対する考え方が異なってくると、これまた現在のいろいろな家族の世代間の関わりでの低下とか消費段階での情報の共有、そういう面がかなり昔に比べると環境が劣化している。そういうのを考えると、できるだけ考え方を統一して具体化し

ていく。そのようなところをはっきりされた上で個々の議論に入っていないと、それぞれ個々の議論を出して、それをまとめると、インテグレーションといいますか、統合していく上でかなり難しい問題が出てくるのではないかと。そういう方向での議論も是非行っていただければありがたいというのが私の意見です。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

アプローチの仕方という基本のご指摘を賜っておりますが、それでは立原委員。

○立原委員（内藤代理）　　全国LPガス協会の内藤でございます。本日は、立原の代理で出席させていただいております。

私どもの方からの意見ですが、資料2の8ページの下から4行目のところに「新ガス導管事業者が」云々とありまして、「新ガス導管事業者が実施するのが適当であると考えられる」という、この4行のところについてなのですが、これにつきまして、各委員からの意見という、「委員限り」で配付されているものの21ページの下から2つ目の○にあります内容が私どもの意見でございます。

まず、今回のガスシステム改革を進めるに当たり、お客様の保安、安全を十分に確保した上でというのは大前提ですが、その上で、ガス導管事業者が実施することに限定すべきではないと、一定レベル以上の能力を有する事業者も、消費機器の調査事業について参入できるようにすべきだと考えております。そのため、ガス事業法と液化石油ガス法の整合化を図っていただきたいと考えております。

次に、もう一つの意見は、資料2には該当部分がないのですが、設備工事や設備の点検・調査などを実施する事業者をお客様が選択できるようにしていただきたい。もちろん、当然のことながら保安レベルの向上を図りつつという条件はつきませんが、お客様が選択できるようにしていただきたい。これが消費者利益の向上につながる大事なことでありと考えております。

具体的に申し上げますと、先ほど松村委員からもありましたけれども、現在、液化石油ガス法には液化石油ガス設備士という国家資格があり、その資格をもっていれば全国共通に設備工事ができるようになっております。そのため、お客様は自由に工事業者を選択できるということになっております。一方のガス事業法では、都市ガス会社それぞれの保安規程、社内基準などに従いまして工事業者を指定・認定しており、それ以外の業者は工事することができないという状況になっており、お客様が工事業者を自由に選択できない状



況でございます。

そういった点から、是非ともお客様の選択肢を増やすという観点で、都市ガスにおいても液化石油ガス設備士のような資格制度を検討していただいて、全国共通に工事ができるようにすべきだと考えております。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは辻委員どうぞ。

○辻委員　　全国ガスの辻でございます。

前回も申し上げましたように、全ての関係者の協働によって保安レベルを維持・向上させるという観点に立てば、ガス事業に携わる者というのは、様々な機会において安全上問題があるような事象、予兆というのを発見したときに、関係各所に適切に連絡をする。場合によっては、自ら一時的な対応をするといった行動が求められると思います。それがあってこそお客様の安全を守ることができるという認識をしております。新規参入者を含めた全ての関係者が最低限こうした対応ができるよう、保安マインド、意識の醸成、従業員教育、情報連絡体制の整備などを行う必要があるというふうに考えております。

また、実際の現場では、保安業務の際に、ガスをより安全に、より快適にご使用いただくための情報提供を行っております。今回どのような案が選択されようとも、働く者のやりがいという観点からも、そうした業務が必要以上に制約を受けないことが必要だと思っております。あわせて、様々な作業を行う際には、現実的には何らかの費用が発生するという実態を踏まえた制度設計をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、本日の資料には、地震などの大規模災害時に新ガス導管事業者、あるいは新ガス小売事業者を初めとする関係者が、後方支援なども含めてどのように協働して早期復旧を実現していくかという点が記載されておられません。大規模災害時の対応というのは、お客様の生活基盤や産業基盤を支える観点からも非常に重要でありますので、是非一定の方向性を示していただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○豊田委員長　　改めましてご指摘いただきました。

織委員、お願いいたします。

○織委員　　退出させていただかなくてはいけないので、先に申し上げさせていただきます。

日本のガス保安のレベルの高さというのは、皆さんもう既に納得していらっしゃると思うところだと思います。それは、ガス事業者が公益事業として規制と自主を組み合わせながら、長い経験のもとで培ってきたというところがあるかだと思います。ですから、それが、新規参入者が入ってくることによってレベルダウンすることだけはどうしても避けなければならないということは、皆さん共通していらっしゃると思います。

私は、今回の取りまとめの方向性で基本的にはいいと思っているのですけれども、もう既にネットワークがある、経験がある、得手不得手の部分で保安をやれることは何かということでも分担をしていくというのが、まず現実的なのではないかなと思います。ただ、そのとき、先程から出ているように、全くフリーハンドで参入するとずるいのではないとか、あるいは本当に責任をもたない人からガスを買って安心なのかというのは、消費者の気持ちとしてはあると思うのです。

それに関しては、Eのほうで、いわゆる対面、消費者に向けてのところについては（新ガス小売事業者が）責任を負うというのが、まずとっかかりだと思うのですけれども、私としては、ガス事業法の中に小売の一般的な保安責任みたいなものを規定していただいて、それをベースに、消費者に対面することによってどういう保安のレベルができるかというのを、今後経験を通じながら拡大していくという方向性もありだと思います。先ほど、C、Dも可能性としてはあるという話もありましたが、それも何年か経験を積んで、あるいはいろいろなことをみながら、場合によってはあり得るということはあるかもしれないのですが、今の段階では、まずはEのところをしっかりとやっていただく。

それも一番重要なのは、全国一律の販売員の質の確保ということです。今までは、ガス事業者の方は長い経験をもっていていらっしゃるって、皆さん知識があったのでいろいろなことをご指摘できた。でも、新規参入者がそれをきちっとできるかどうかということは、例えば国家資格ですとか講習会ですとか、あるいは認定制度みたいな形で、一定レベルの販売員の方がこのEの周辺まで、いわゆる対面の周辺のところの保安をきちっと確保していただくということを担当の一端として担っていただくということも、非常に重要な内容ではないかなと思っております。

もう一点、小売に関して重要な内容というのは、消費者教育というものをどこまできちっとできるかということです。先ほどから話も出ていますけれども、要は所有とリスク管理を一緒にするためには、どうしても需要家の意識を上げていかなければならない。私はNITEにも所属しているのですけれども、製品事故の多くは使い方への誤りが圧倒的に多

いです。これを減らしていかない限りは、事故率というのはどうしても下がりません。ですから、これ、一見フリーハンドのようにみえますけど、考え方によっては、数値目標もない需要者の教育というもので、事故率を下げるという責務を新規の小売事業者は負っているということなのですね。そこについてガス事業法の中にうまく抽象的なことを入れながら、そういうのをきちっとやっていただきながら、協働というのは需要家もガス小売事業者もガス導管事業者も合わせて、全員がイーブンの負担をとれるようなシステムに向かって責任を果たして行っていただきたいなと思います。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

倉淵委員、お願いいたします。

○倉淵委員　　新しいスキームに移行した際に、どうなるかわからないのですけれども、1点懸念されるところがありまして、それについてご指摘したいと思います。

このスキームは、やりようによっては新規の小売事業者が保安責任なしに参入できるというスキームになっているのではないかと思います。いわば保安に要するコストを、例えば新ガス導管事業者を支払えば免責というような形にもなり得ると思います。そうすると、予想される展開としては、保安コストをなるべく合理的に決めるべきだということになってきて、例えば、想定される新ガス小売事業者の需要家のセグメントに係る保安リスクが非常に低かったという場合には、それに応じたコストへ引き下げるべきだというような圧力がかかるのではないかとということが懸念されるわけです。従来 of ガス事業者さんがやってきた保安というのは、割とそういうものではなくて、事故のトレンドをみながら保安の資源や保安のコストを機動的・重点的に割り振ることによって、事故の拡大を防止してきたという経緯が多分あったのではないかと思います。

その観点からいいますと、保安やメンテナンスコストの適正化というのは、合理的なようにみえてなかなか難しく、私の分野でいいますと、エレベーターの保安やメンテナンスというのは20年前に自由化されたのですけれども、その後どうなったか皆さんよくご存じなのですけれども、コストは確かに下がりました。でも、事故はかなり多く発生してきておまして、現状はどういう形に落ちついたかという、ある程度事故は織り込んだ上で、経済合理性のところ、今のコストやメンテナンスのレベルが決まっているということになっているのではないかと思います。

一方、ガス安全高度化計画の発想の基本は、事故ゼロを目指すということでありまして、

これは経済合理性とは相入れない目標ではないかと思います。ですから、今回の改革も、やりようによっては今のような経済合理性で保安レベルを決めていくというようなことになりかねないという懸念が内在されているということで、安全性を今のガス安全高度化計画に従って定めるとするならば、過度な合理化については慎重になること、過度な合理化が進まないように配慮する、そういったスキームを是非ご検討いただくことを希望いたします。

○豊田委員長　それでは、三浦委員、できましたら端的にお願いいたします。

○三浦委員　お話ししたいことがいっぱいあって、皆さんのように論理的に物をしゃべれない私は、どうしたらいいのかと今迷ってしまっているのですが、ストレートに言わせていただくと、これだけの資料をお作りになるのはすごく大変だったと思うのです。ただ、委員の先生が全部これを読み込んで、ご自分なりのお立場とか社会情勢とか、いろいろな全ての人たちの立場も考えた上でそしゃくできた方がどれほどいらしたのかと聞きたい。私はできませんでした。こんなに重いことを短時間でそしゃくして、ここの場で申し上げるには余りにも重いです。これは正直な意見です。

「委員限り」のものもまとめていただいて、これも大変だったと思うのです。たくさん紙が来ていますよというのは伺っていたので、どうやってまとめるのだろうと思っていました。これを読むと、あーなるほどなあとそれぞれのお立場のご意見というのがたくさんありました。逆に、読み込んでさえいけばもっと違った意見が出せた方とか、もっと違った思考で考えることとかができたと思うのですが、余りにも時間がありません。

それで、正直に申し上げて、10ページの表をみせていただいても、「以上をまとめる」と書かれましても、一瞬にしてまとめられており、これで終わってしまっても、いいのですかというのが正直なところ。もうちょっとお時間いただけないでしょうか。

この間、豊田委員長、これはここでは終わりません、次もありますねみたいなお話しなさっていたので、またやるのだなという覚悟はしていました。何度も申し上げますけど、私、この審議をしてから本当にいろいろな方から様々なご意見をいただいていますけど、どの消費者の方も、何でそういうことになってしまったの？最初から説明して！というのがほとんどのご意見なのです。わからないですと。電気とガスが同じかと言われると、違うでしょうと。電気で事故など、製品安全も一生懸命やっているつもりなので、製品は別なのですけれども、ガスはちょっとひとたまりもないことが多いのではないかと、それをこんな拙速にやってよろしいのでしょうかねという皆さんのご意見が結構多かったです。

もう少しお時間をいただけないですかねというのが、私が一番伝えたいことなのです。

○豊田委員長　ご指摘の意味は分かります。そういう意味合いでは、十分読みこなせてないというところはあるだろうと思います。

東嶋委員、お願いします。

○東嶋委員　ありがとうございます。東嶋です。

私が、今回の議論に先立ってお送りさせていただいた意見は、6ページの上から2つ目から4つ目までなのですが、まず、前回、資料をお願いしますということで、既に自由化している世界の地域で、保安の担い手によって何か事故のレベルが変わったのかというようなことをお願いしたのですが、参考資料のほうで何か国かについて死亡事故の推移を調べていただいて、ありがとうございました。

ただし、いただいた参考資料では、保安を誰が担っているのかというところがまだみえてこないで、はっきりと根拠にはならないかもしれませんが、一応このいただいた資料から分かりましたことは、日本のガスの安全というのは、世界的に比べても現状非常に高いレベルにあって、せっかく高いレベルにあるものを、わざわざコスト論などを持ち出して下げるといふことにはしてはいただきたくないと思ったことです。

今いろいろ議論を伺っていますと、資料2の10ページのところで問題なのは、本業務は現状、ガス会社さんがそれぞれしっかりやっっているんで、業務をそのままやるということは合理的で保安にも貢献するのだと思いますが、責任についてもそうだというところの論理展開が、少し弱いというか、納得がいかないところがあります。

それで、また「委員限り」の6ページに戻ってしまいますが、現状、導管ネットワークをもって高いレベルの保安を維持しているのはガス会社さんですから、具体的にどのようなケースでどのような問題が生じると予測できるのか具体的な事例をということを上げて、先ほど日本ガス協会の富田委員から、幾つかこういった問題点があるということを伺うことができましたが、保安業務についてはわかったのですが、保安責任を誰が担うかということによってまた違う結果が出てくるかと思しますので、そこで予測されるところをもう少し具体的に伺いたいと思います。

私自身は、資料2の15ページ、自主保安のところでも幾つか出ていて、現状は自主保安としてやっっているんですけども、非常に大切なところで、これが安全性に寄与しているところが高いなと思います。特に、先ほど辻委員からも出ましたけれども、災害時に例えばシャットダウンしたときに、どこをどのように開栓していくのかとか、そういっ

たところと一緒にどうやっていけるかとか、そういう規定されない自主保安のところの貢献度が非常に高いと思いますので、そこも考えに入れていかないといけないかなと思っています。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

前々から「自主保安」という言葉が使われておりますが、何か勝手にやっているような保安ではないのですが、「自主保安」という言葉、用語が少し気になるところで、実は必要な保安なのですね。そういう観点からお読みいただき、その辺をどうしますかということが14ページで述べられているということだろうと思います。

それでは、全体踏まえまして、事務局の方から方向性についてお願いします。

○大本ガス安全室長　　いろいろなお意見、本当にありがとうございました。

先ほど富田委員からもありましたが、責任が先か保安業務が先かということですが、今回の資料の立てつけで、まず保安業務をさせてもらったのは、どちらかという、いわゆる哲学論もそうなのですが、まず実態として保安業務を誰がやったほうがいいのかというところの観点から入ったほうが、最終的に責任になるところのアプローチになるのではないかとここでこの部分を書かせてもらいました。

そういう意味では、最初に緊急保安をもってきたのは、緊急保安というのはどう考えても、富田委員からもいいましたけれども、新ガス導管事業者がここを担うというのが適切だなということは、多分疑いないのかなと理解してございます。

また、漏えい検査については、先ほど一連の内容が事実誤認という話もありましたけど、そこはまた仮に事実が違えば、ここは次回改めさせていただいて、そこで議論させてもらえばと思います。いずれにしても、この議論というのはどういうことになったとしても、ガス安全高度化計画、またガスの保安レベルの維持・向上が継続されるということが大事なことでございますので、こちらについては、もう一回皆様のご意見を整理した上で、再度お話ししたいなと考えているところでございます。すみません、個別については、時間の関係から省略させていただきますけれども、そのようなことで考えてございます。

○豊田委員長　　そういう方向でいいでしょうか。佐藤参事官、どうぞ。

○佐藤参事官　　前提として、この事務局の資料を出していただいたものでちょっと説明を省いてしまったところがあったと思うのですが、どうしてこういう結論にしたかという、いろいろなところで、新ガス小売業者というのは保安意識が低いとか、協働する意

識が低かったらどうするのだという指摘を様々な方からいただきました。さらに一方では、どんな場合でも保安が一番重要だという意見をいただきました。

その両方を考えると、これは自由化するわけですから、遺憾ながらも、どうしても保安意識が低い小売事業者が入ってしまう可能性がある。入ってしまった場合でも、今と同じ保安レベルを下げないためにはどういう制度にするかという結果でありますので、これはいろいろいっても自由化をしてしまうので、当然私どもいろいろみることにはなると思いますが、その前提でも、保安意識が低い、協働意識が低い方が入っても保安レベルが低下しないための結論ということで、事務局として一例を出させていただいたということがあります。

以上です。

○三浦委員　　ちょっと今のご発言はおかしくないですか。入ってしまったって、なんて言われてしまうと、たまらないですよ。おっしゃりたいことはわかるけど、委員長、それは変ではないですか。

○豊田委員長　　この資料がそれを前提にできているということであれば、少し今までの議論は違うのではないかなという感じがしますね。

○三浦委員　　話す理由がなくなってしまうではないですか。

○佐藤参事官　　というか、自由化をしますので……

○三浦委員　　えっ、ちょっと待ってください。するのでというのは、するというのがここのお話ですか、委員長。

○佐藤参事官　　それはそうです。一般事業者でも保安意識が低いということはあると思います。

○寺澤商務流通保安審議官　　すみません、ちょっと補足させていただきます。

ガスシステム全体をどう改革するかということは、総合エネ庁の委員会の方で今別途議論しているので、今の段階で結論が出たわけではないということで、何か先に結論があったというわけではない。その上で、ただ自由化について議論しているのは事実なものですから、そうした中で、私どもこの委員会として重要なのは、保安の水準、世界に冠たる保安水準をどう維持するのかという観点からご議論していただくということになります。

○三浦委員　　寺澤審議官のおっしゃるとおりだと思います。

○寺澤商務流通保安審議官　　そこはしっかりしなければいけない。その際に、先ほどの室長のコメントを補足いたしますと、この問題というのは、特に責任論から入りますと、

両方の立場はあると思うのですが、何だか神学論争に入って、お互いの立場で絶対折り合うことは多分ないのだと思うのです。重要なのは、国民の観点から保安のレベルをどう維持するのか。それは東嶋委員の説明にあったように、今のシステムは相当優れているのだと思うのです。ですから、基本的には今の保安水準、保安を維持するシステムをベースに、いろいろなシステム改革をやる中でどうやって実態を確保するのか。そういう意味では、保安業務を誰がどのようにやっていくのが一番安全で効率的なのかという議論をし、その上で、責任をどう負わせていくのがいいのかということが、プラグマティックな議論だろうと思います。もちろん両方の議論の仕方があると思うのですけれども、責任論で入ると、立場の違いでずっと平行線だと思いますので、まず国民の視点からすると安全第一。その安全を誰が担うのか。その際、現行のシステムは相当レベルが高いこと、それをベースに議論をし、ではシステム改革がある中でどうするのか、責任はどうするのがよいのかというのが多分議論の仕方だろうと思うのです。我々自身も、資料が遅れたことは申しわけないのですけれども、いろいろ議論するとさまざまところへ議論が行ってしまうのですけれども、しかし、議論の仕方としては、そのほうが議論は流れるのかなと。

ただ、いろいろな実態面について当方の事実誤認、もしかしたらあったかもしれません。それについては、実態が重要ですから、またいろいろ教えていただいて実態論を固める。お時間がなかったことは本当に申しわけないので、本日の議論を踏まえて、またご議論、ご意見をいただくこととしまして、そして拙速では困るというお話がありました、それは当然だと思います。別に本日で結論を出し切るというわけではないので、本日の議論を踏まえてまたご意見を出し、我々自身も実態を勉強して、次回、本日の議論を踏まえた考えを示していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○豊田委員長　ありがとうございます。富田委員、どうぞ。

○富田委員　くどくは申しませんが、保安に関して意識のない方が入ってくる可能性があるということがあるとすれば、なおさら保安について責任をもって入っていただかなくてはいけないのではないかと。すなわち、参入障壁ではなくて参入条件として保安を是非考えていただきたいと思います。

○豊田委員長　おそらく新しいガス事業法を作られたら、一番初めに、ガス事業に参入する人全員が責任をもつということが書かれると思うのです。それが前提で次の制度設計がなされていくのだろうと。そういう観点から、今回の資料に対して、まとめ方の方向の基本的な考え方に関してご指摘賜っておりますので、その辺り整理していただくというこ



とと、保安業務というものをもう少しきちっと整理していただくということ。その辺りがわからないことには次の議論が進まないということだろうと思います。ここで、14ページ、15ページに書かれていることがしっかりしないと制度設計ができないのではないかなと思います。この辺も、実際に保安業務に携わっている事業者の方の意見や実態を聞かないとわからないかと思いますので、その辺を踏まえて整理していただくという方向でお進めになっていただきたいと思います。論点2はそういう方向でお願いしたいと思います。

大河内さん、簡潔にお願いいたします。

○大河内委員　お金を払っているだけの立場なので、三浦さんがほとんどおっしゃっているのですけれども、自由化への対応力に一番欠けているところであるわけですね。そうすると、今現在の高度な保安というものがそのまま変わらないでほしいというのが一番望ましいので、それが担保できるようなシステムというのを考えてほしいということと、今ここでなされているお話、議論を聞いていても、本当に協働で一緒に保安意識をもって自由化に対応できるのだろうかというのは不安になってしまいます。ですから、担保できるようないろいろな仕組みを細かく考えていくということを望んでおります。よろしく願いします。

○豊田委員長　どうもありがとうございました。

この委員会がガス安全高度化目標を作り上げましたので、少なくとも委員の方々は、それを維持することが前提だろうと思います。そういう意味で、制度設計へ反映するにはどうすればいいかということで再度整理をいただいて、次回にご議論賜りたいと思います。

それでは、論点1の話も出ておりましたが、論点1に関しまして、これは直接今の自由化とは関係はしないのですが、こういう物の考え方で、今後検討を加えるというような結論になっているのですが、ここの視点について何かご意見ありましたら、よろしく願いいたしたいと思います。

では、できるだけ簡潔にお願い申し上げます。

○和田委員（松村代理）　基本的には結論は申し上げましたけれども、これまで、平成14年にも責任のあり方というところは議論されているようです。そのときの理由が、消費者意識の醸成が不十分だということのようでありますけれども、いつまでたったら醸成できるとお考えなのでしょうか。本来あるべきというふうに考えた場合、制度を変えて、きちっと周知を図っていけば、当然意識も変わっていくということだと思っております。保安の業務ということは変わらないという、ガス事業者、導管事業者なり小売事業者どちらかは

別として、きちっとやる。消費者に押しつけるわけではない。業務は専門家がやるわけですから。

ただ、きちっと修繕をしなければいけない、取り替えなきゃいけないとかいうことの責任は、やはり消費者、お客様も持つべきだということで、それは制度の問題だというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○豊田委員長 富田委員、お願いします。

○富田委員 ありがとうございます。簡潔に申し上げたいと思います。

適合維持義務に関しては、「現状と課題」のちょうど真ん中のあたりに、技術上の基準に適合してないと認められる場合には、経済産業大臣からガス事業者に対して命令が出されるということが法律上には明記されていると。適用事例は確認されてないということですが、そういうことだと。ここには書いてありませんが、その命令に違反をすると罰則になる。所有者でもないガス事業者が、その命令を受けても、できるとは限らないということなんです。すなわち、内管の資産区分と技術基準の適合維持義務がねじれているということは、まさにそういう問題を抱えているということだと考えています。

目指すべき方向として、やはり一致させるほうがいいよねというふうにさせていただいているのはそのとおりですので、大賛成ということですが。ただ、その後に「将来的には」と書いてありますので、なぜ将来になってしまうのかというところについては疑問があります。先ほど松村さんがおっしゃいましたけれども、まさにこの制度を変えることによって需要家の意識も変えていただき、それをもって内管の問題についても進めていき、保安のレベルを高めると、こういう考え方が必要ではないかなと思います。

○豊田委員長 どうもありがとうございました。

秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 短くお話したいと思いますが、1つは、平成14年にこの議論を行って、12年たってもなかなか進んでないからまた同じことをいうということは、いかにもどうかと。これは松村さんと同じかと思います。

もう一つ、これは委員長もいわれたように、自由化に伴う課題ではなくてずっとある課題なんですけど、責任論というのが非常に議論されているこのときにやはり解決しておくべき話ではないか。ですから、これは先ほど、1も2も関連するのですけれども、お客さんと小売事業者は契約を結ぶ。そうすると、お客さんも安くて保安レベルが低いところを選ぶかもしれない。それはお客さんも責任をもたなければいけない。また、契約した方は、

安全も含めて契約しているのだから、やはりお客さんに対して責任を持たなくてははいけない。そういうトータルを含めて今回解決しておくべき課題であり、2020年のガス安全高度化計画が終わってからというのは、何と悠長なのだろうという気がしてなりません。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

早田委員、お願いいたします。

○早田委員　　2ページ目の下の表、これは整理いただいているとおりで、大口の10万立米以上については、現状ガス事業者さんが担っておられる保安義務については大口の需要家に移すという、この方向性については特に異論はございません。しかしながら、保安のレベルを維持していくという観点から申し上げますと、現状は、ガス事業者様が選任されておりますガス主任技術者の保安監督のもとで、内管の設備が技術基準に適合しているというのをきちんと担保されていると認識しております。今回、需要家様の方に移すということになりますと、適合維持義務でありますとか漏えいの検査の保安責任につきまして、例えば需要家側でガス主任技術者を選任されるとか、そういうシステムの技術基準適合等を確実に担保するような仕組みのようなものが何らか必要なのではないかと考えております。

参考でございますが、電気事業法の場合については、高圧以上の電気設備を有しております需要家様については、電気主任技術者を選任し、その保安監督のもと、保安規程等を届け出て保安を担保している状況でございます。

また、将来的には、先ほど意見がありましたけれども、内管工事や漏えい検査につきまして国家資格のようなものを検討されることで、保安のレベルの維持・向上がさらに図れるのではないかとということでございます。

また、もう一点、先ほど小口のところで申し上げましたけれども、内管の工事につきましては、実質的に需要家様が今主任技術者を有しておられますガス事業者様にお任せになるのが現状ではないかと考えております。その場合について、保安の一元化の観点から、新ガス導管事業者様にそれを担っていただいて、どのお客様に対しても保安レベルの維持を図っていただき、さらに料金の透明性・公明性を確保していただくということが必要になってくるのではないかとということでございます。

以上です。

○豊田委員長　　今ご意見いただきまして、早急にきちっとねじれ現象を解消すべきであ

るということ、これから何年待ったらそういうことができるのか状態になってくるのかということなどについて疑問が出されました。ただ、そのときに、保安業務を誰がどう担うかということと責任の問題というのは、論点2と同じ課題がここでも出てくるわけです。そこで、論点2の整理の中でそういう点も含めて論点1を整理していただくということではいかがでしょうか。

――では、そういうことで。

時間が押してまして、10分ぐらい余分に延長するかもしれません。寺澤審議官、どうぞ。

○寺澤商務流通保安審議官　1点だけ、すみません。

今、論点1について我々も本当に悩ましく思っておりまして、責任と所有とがずれていることについて、やはり一致すべきだろうとは思いますが、先ほど富田委員から、自分たちガス事業者が命令をかけられて、命令違反で罰則だというお話ですが、これはこれで確かに問題になると思うのですが、では、この技術基準適合維持義務を需要家のほうに仮に移すと何が起きるかという、まだ324万本の白ガス管が残っている中で、我々は一般需要家の皆さんに対して命令をかけるわけですね。そこで、大河内委員のご自宅にも白ガス管があると、大河内さん、あなたは技術基準適合義務違反なので直してくださいということになり、極端な話、直さなかったら罰則ですよということになります。本当に国民の納得が得られるかどうかについては、論理だけではなくて、この結末を国民の皆様が納得していただけるかどうかというのは、やはりよくよく考えなければいけないだろうというふうに思っています。

私もロジックは理解しているのですが、ただ一方では、国民の皆様が納得していただくということが不可欠だろうと思っているので、その点も含めてご議論していただければと思います。

○豊田委員長　富田委員、簡潔にお願いします。

○富田委員　すみません、1点だけ。

今、寺澤審議官がおっしゃられたことですが、私の理解は、白ガス管が使われているイコール技術基準適合維持義務違反ではないということではないかと思うのです。使われているから、あなた直しなさいという命令が出されるということではないと思います。以上です。

○豊田委員長　それでは、大河内委員、どうぞ。

○大河内委員　私も、今のままでいたら、多分何年たっても皆さんが自分のものだと所有意識をもつことにはならないと思います。そのため、替えられていない管というのが大変多いということなら、後の議題でやるのかもしれないですけども、やはり防災の観点からも一刻も早く取り替えていかなくてはいけないでしょう。特に危険な住宅密集地などは取り替えていかなくてはいけないわけですから、お金があるのに嫌だといっている方ではなくて、本当にその費用を賄えない方たちも実際いらっしやると思います。

防災関係の費用を使うとか、いろいろなアプローチをして、費用の面でも取り替えやすいような環境を整えるというような期間が必要かなと思っています。取り替えて、もう既に危なくないところについては、問題ないのではないかなというふうに思っています。

○豊田委員長　あと2年間で補助金が打ち切りになりますので、だからこそそういう周知や啓蒙とさまざまな法制化と、この辺はどういうタイミングでやるかということきちっと諮っていただくということだろうと思います。

宮村先生、簡潔にお願いいたします。

○宮村委員　ハザードの問題という根源的な原因とリスクというのを分けて整理していかないといけない。おそらくパブリックの面からいくと、できるだけハザードのレベルで低減したいと、そういうのが今の審議官のお話だと思います。

そしてもう一つ、最初に私も論点1で発言させていただきましたけれども、これも機能別に考えていかないと。要するに、入ってくるというのが製造段階で、供給段階でどう安全を確保するかという話ですね。それ以外は、基本的にはおそらくシステムは変わっていないと。しかし、さらにこういう視点で考えると、より高度な安全が確保できる。そういうような方向でのご議論をぜひやっていただけると、今までこの小委員会で議論した文脈とより整合性が高まって、将来に結びつくのではないかと、そういうふうに考えております。

以上です。

○豊田委員長　どうもご指摘ありがとうございました。

それでは、ちょっと押してしまして、時間が15分から20分ぐらい延長になるかと思いますが、よろしくご理解賜りたいと思います。

それでは、論点3ですが、論点3、「簡易ガス事業に係る保安のあり方」という点に關しましてご意見ございましたら、このまとめられている方針に対しましていかがでしょうか。

方向性としては、こういう方向ということで考えたいと思いますが、よろしいでしょう

か。

それでは、本日全体的なご意見も賜っていますので、それとの整合性の問題もござい  
ますので、その辺は踏まえさせていただくということで、ご配慮いただくことにいたします。

論点4に関しましては、これは整合性をとるという方向性なのですが、この方向でご検  
討いただくこと。ただ、数値をどこにもっていくかというのは非常に難しい問題があろう  
かと思います。整合をとるといふことと論理性を失わないということが重要かと思いま  
すが、この方向で、ご指摘いただいたような、ここにありますような今後の方向で進めさ  
せていただくということとさせていただければと思います。またご意見ありましたら、事務  
局へ直接いただけたらと思います。

それでは、この資料2に関しまして非常にいろいろなご意見を賜りましたので、事務局  
のほうで本日伺いましたご意見、サジェスチョンを根拠にもう少し見直して、できるだけ  
早い時期に委員の先生方に考察いただけるようにするというにいたします。

○和田委員（松村代理） 1つだけよろしいでしょうか。

○豊田委員長 はいどうぞ。

○和田委員（松村代理） 1つは自主保安という話で、前回のガスシステム改革の小委  
員会で、自主保安というといかにもサービスとしてやっているかのような発言もありま  
した。自主保安とは何かというのを、もう一回きちっと基本的に考えてみる必要があるの  
ではないかということが1つであります。

それから、論点4のところでは若干参考資料に事故件数とか出てはいますがけれども、整合化  
を図らなければならないとは思いますが、整合化するに当たっては、1つは液化  
石油ガス法とガス事業法の事故の定義や事故の範囲とか違うわけですね。その事故の対応な  
どもあるでしょう。件数でいえば、これはおそらく詳報ベースで出ているような話で、年  
報ベースではないような感じもします。

そういうことで、例えば灯外内管の漏えいだとかガス栓の誤開放だとかは、ガス事業法  
では事故の扱いになっていないとか、要するに整合されていないので、単純に比較しても  
どうなのかなというのがあるわけですね。だからその辺を、事故の対応や範囲などを一応そ  
ろえた上で、それも年報ベースでどれぐらいあるのかとみた上で、本当に安全上問題ない  
のか、安全でないほうにそろえればよいと考えますので、よろしくをお願いします。

○豊田委員長 どうもご指摘ありがとうございました。

それでは、本日の議題1に関しましては、先ほど述べましたような方針で進めさせてい

ただきたいと思います。

もう一つの議題で、「南海トラフ、首都直下型地震を踏まえた災害対策について」ということで、本日、中間評価に関してご議論をいただくことになっております。

それでは、事務局のほうからお願いいたします。

○大本ガス安全室長 資料3を御覧ください。中間報告書案になっております。

この資料3については、まず参考資料で、日本ガス協会の富田委員から補足でコメントをお願いします。

○富田委員 時間も押していますので、簡潔にいきたいと思います。

お手元にあります参考資料2を御覧いただければと思います。日本ガス協会がまとめた資料ですが、前回6月9日の小委員会の場で、自治体における中央防災会議の想定をベースにして独自の被害想定を公表している場合には、それについての検討もすべきではないかというご意見、それから液状化についての検討というのもお願いしたいという、この2つのご指摘がありましたので、それについてスタディーをしてみいました。

2. のところの耐性評価ですが、2.1について、これは製造設備のことです。まず地震動については、中央防災会議の想定を上回る地震階というのはなかったということです、特に問題はないということです。

津波については、1カ所、大阪ガスさんの工場において、先日、前回ご報告したところから0.2メートルあるいは0.1メートル浸水深さが深くなるというような被害想定が出ているということがわかりました。ただし、これについても、これまでの経験からして十分な耐性を有していると判断をしますので、要求水準は満足していると考えられると結論をつけています。首都直下については、特に浸水深さが前回よりも深くなるということはありません。

それから、2.2の供給設備のほうですけれども、こちらのほうも、地震動については中央防災会議の想定を上回ることはありませんでした。

それから、津波についてですけれども、南海トラフの巨大地震のところ、東邦ガスさん、大阪ガスさん、それぞれ浸水の深さというのが前回よりもちょっと増えていると、あるいは浸水する基数が増えるということが結果として出てまいりました。ただし、ここについても、過去の経験からして被害というのはないと判断できるということでございます。首都直下についても問題ないということです。

裏面に行ってくださいまして、液状化でございます。2.3ですが、こちらのほうについ

ても製造設備と供給設備についてスタディーをしました。2.3の(1)ですが、過去の震災における実績、これは前回パワーポイントの資料の中で記載させていただいたものを再掲させていただいたということです。

(2)は、液状化についての耐性評価でございますけれども、液状化についても十分な耐性をもつと。設計施工において液状化についても考慮しているということから、問題ないと判断をしております。

供給設備の2.4でございますけれども、これは前回ご報告をしなかった部分ですが、過去の震災における実績ということで、阪神・淡路大震災のときに震度7のエリアでパイプ、これは中圧管ですけれども、あったということです。しかし、中圧導管よりもさらにグレードの高い高圧導管は、中圧導管でも被害がなかったので、高圧導管のほうでも問題ないと評価をしております。球形ホルダーについても、液状化に留意した杭の打設等で対応しておりますので、過去の震災からしても、液状化についての問題はないと考えておるところでございます。

以上でございます。

○大本ガス安全室長　　続きまして、資料3を御覧ください。今の中間報告案でございます。

最初の1ページは「はじめに」ということで、今回の2月から6月にかけて検討を行ったということを書いています。

続いて、2ページ目を御覧ください。第1章、最初、目的から対象とする自然災害、前提条件ということで、本年2月のガス安全小委員会のところで、この3ページ目にかけてご審議いただいた前提条件を記載しているところです。

4ページ目、5ページ目を御覧ください。第2章で耐性評価ということで、この部分がございます。これについては、日本ガス協会から4月末に提出してもらったものを、6月9日の前回のところで報告してもらったもののサマライズということで、4ページ目から6ページ目まで記載しています。特に4ページ目では、1カ所、震度7が該当するというところで、今後検討するというような記載ですとか、5ページ目にも、供給設備で震度7に該当するような高圧ガス導管や球形ガスホルダーが該当しているというところです。

5ページ目に、津波については浸水のところのメーター数というのがこの表に書かれており、6ページ目については、供給設備についての浸水のところで、最大2.2メートルというものをここで記載しているところです。



6 ページ目の(2)、評価ですけれども、今回の設備区分ⅠとⅡにつきましては、事業者による評価、また、その結果というのは基本的には妥当であるということが確認されているところです。

一方、今後の対応ということで、先ほども申し上げましたが、震度7に該当するものが1カ所あったと。このことにつきましては、事業者のほうで今後詳細な耐性評価を行うと。これについての結果は、時間がかかると考えておりますけれども、その結果を踏まえたさらなる検討を行うことが必要だということです。そのときには、他法令のところも参考に検討していくということが重要だと考えております。

また、最後のポツでございますけれども、今回評価を行った事業者以外のところもありますので、高圧ガス保安法でも既存の設備の耐性評価、バックフィットというのをやっているというご議論がありますので、この並びで設備の重要度に応じて、現行の耐震基準に合っているか合っていないかということ、1年を目途に今後検討することが必要であるということです。高圧ガス保安室も今年5月に、1年間かけて検討するという話がありますので、この辺のスケジュール感を横並びで記載させていただきました。

7 ページ目を御覧ください。供給設備については、震度7で問題なかったというお話がありますけど、震度7というのは、いわゆる上限、幅が大きいというところがございますので、このところは今後さらに検討していく。特に加速度とかいうことも考慮しながら検討していくことが必要であるということをお話しております。

液状化につきましては、基準以前に設計されたものも含めて確認していくということが重要ではないかということをお話しております。

bの津波については、基本的に満足しているということですが、自治体の動きというものもありますので、そういうことも必要に応じて、今後方向が出るかもしれないため、考慮しながら対応していくということがbでありまして、cは、いわゆる情報の共有化、ベストプラクティスというのを共有化することと、日本ガス協会では早期復旧に向けて広域融通するという動きもお聞きしているもので、こういうことに関しての検討、推進というのは重要だということをお話しております。

次に、2. で復旧期間、迅速化対策のところ、日本ガス協会の報告では、基本的に今回、妥当であり、7ページ目から8ページ目までのところは、想定することに対しての日本ガス協会の復旧人数とかいうことを前回は報告していただいたところですが、その評価として、8ページ目から9ページ目にかけて記載していますが、基本的に妥当で

ある旨確認したと理解しています。

ただ、今後の対応として、やはり復旧人数、ある意味で数字が書いてありますけれども、実際にその方たちが出勤可能かどうか、そういう想定したものが機能するかどうかというのは、定期的にメンテナンスをチェックしていくということが大事ではないかというのが a の部分。

b については、これまでの震災においても社会的重要度の高いものから復旧していくということがありますので、こういうところについても実情を考慮した上で事前に検討していくというのが重要ではないかと考えております。

最後の10ページ目は、「おわりに」ということで、最後のくだりでありますけれども、今後ともこういうことをフォローしていく。ただ、こちらについては、すぐにできるものと長時間かかるものもございますので、ここは引き続き検討を継続して、しかるべきタイミングでその検討結果をフォローアップしていくというのが大事かと考えております。

以上です。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

以上、前回からの続きで、中間報告としてまとめていただいておりますので、この方向で皆様の了解が得られましたら、公表するというところで進めたいということですが、堀先生、何かありましたらどうぞ。

○堀委員　　大変短い時間でガス安全室の方、また事業者の方、日本ガス協会の方がまとめられて、方向性というのは、全くすばらしいと思います。なお、嫌みでは決してございませんが、南海トラフと首都直下、想定の意味が違うので、この点を、分量は少しで結構ですので、書き込んで下さると、後で恥ずかしくならないかなとは思っています。

繰り返しますけれども、南海トラフは、発生頻度がわからないくらい、ものすごく大きなものを考えたとき、首都直下は、最近の科学的知見によって30年内に起こる地震が大きくなったということですから、元々の地震の性格が違うということは繰り返しご指摘いたします。

その上で、先ほどの議論ともかかわりますけれども、一番大事なのは今後の対応のところ。9 ページにありますように、復旧要員の確保と復旧優先順位の確認があります。議論が繰り返されていた自由化の問題、特に業務と責任の分担に絡んでくるかもしれません。また、その趣旨の、大規模災害時の状況をどういうふうにするのかというご指摘もありました。この点も含んだ文章とすれば、よりよくなるのではないかと思います。

以上でございます。

○豊田委員長　　ありがとうございました。

後半の部分に関しましては、多分どちらのほうにそれを取り込むかということだろうと。前半の部分に関しましては、堀先生のご指導を得て、どういうところにどう文章を書けばいいかということで、ぜひそれを加える形で入れていただければ。また、認識をそろえた方がいいと思いますので、一応ご指摘の点を踏まえた上で、この中間報告書としてとりまとめることを認めていただき、公表に移らせていただきたいと思いますと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、ご承認賜ったということで進めさせていただきます。

それでは、もう既に15分近くも延びているのですが、本日、熱い議論をいただきましたので、本日の議論を踏まえて、もう一度方向性に関して事務局の方でまとめていただき、また適宜、委員の方々にご意見を伺って、まとめ作業を進めさせていただきたいと思えます。一番大事なポイントが、ガス安全高度化目標を作るときに「三位一体」、事業者、官、それと消費者という三位一体といていたのですが、ひょっとしたら今度は四位一体になるかということになってきたら、本当に機能するのかということが皆様のご心配だろうと思えます。ぜひガス安全高度化目標を目標としては持ち続けるのがこの委員会の大きな目標であり、そして保安レベルを落とさないで、できれば今以上にするということが基本だろうと思えますので、そのような観点からもう一度見直していただくということで進めさせていただきたいと思えます。

それでは、以上で審議のほうは終わらせていただきまして、事務局のほうにお渡しします。

○大本ガス安全室長　　次回は7月14日に開催したいと思っておりますが、今回の事実関係というところもよく確認しなければいけないということもありますので、その状況に応じて、この開催も含めてよく検討させてもらえればと思えます。開催が前提なのですが、今の実態、事実をよく確認した上でやるというのが大事だと思えますので、その観点でもう一回、今回各委員からのご発言も含めて検討した結果をまた出したいとは思いますが、またその辺りの状況は事務局のほうからご連絡させていただきたいと思えます。

冒頭、「委員限り」といわれた資料については、基本的には公開という話ではありましたが、本日ご欠席の方もいますので、また事務局の方で確認した上で、公開の手續

に入りたいと思いますし、本日、時間がなかったということで言い足りないものがあれば、別途、事務局にお寄せいただければと思っております。

以上でございます。

○豊田委員長　　どうもありがとうございました。

今お話しの方で進めさせていただきたいと思います。今後日程調整していただかなければならないかも知れませんが、その辺、進捗に合わせて対応していただきたいと思っております。

本日は、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

——了——